

## 企業会計制度改革の課題

齋藤 静 樹

関理事長 お待たせいたしました。本日は、御案内いたしましたように明治学院大学の齋藤先生をお招きして「企業会計制度改革の課題」という題でお話をいただくことになっております。

齋藤先生は、大変著名な方でいらっしやいますので、皆様よく御承知であろうと思いますが、御略歴をお配りしておりますように、東京大学で長らく教鞭をお執りになり、最近、約一年ほど前に明治学院大学にお移りになっております。御承知のように、市場改革、構造改革の流れの中で、会計ビッグバンという言葉も使われていますが、我が国の企業会計制度は、大きな変革が続けております。その一連の流れの中で、齋藤先生は、企業会計審議会等の有力なメンバーとして御

活躍になってこられました。また、新しい制度として企業会計基準委員会という機構、組織ができましたが、その委員長もお務めでございます。

会計制度の問題は、国内でもいろいろ問題が発生しましたし、エンロンスキャンダル、あるいは、パラメット社等、米国でもEUでもいろいろ問題点が露呈しました。また、国際基準の策定を巡って、現在最もホットな 이슈 になっていく分野であります。それらについて、先生から直接話を伺えることは、大変時宜を得たことではないかと思っております。

それでは、先生、どうぞよろしくお願いいたします。

過分の御紹介を賜りました斎藤でございます。

大変伝統のある研究所で、御専門の方々にお話を申し上げるということで、大変光栄に存じております。関理事長以下、皆様方にお礼を申し上げます。座らせていただいて、話をさせていただきます。

## 一、会計基準統合の背景

### (1) EUの資本市場統合と国際会計基準

昨今の企業会計制度改革の議論をするときの最も中心になるキーワードは、恐らく会計基準の国際統合（コンバージェンス）というものだろうと思います。御承知のように、欧州連合（EU）の資本市場の統合という問題が出てきて、それに伴って、国際的な会計基準を設定する必要性が高まってきました。二〇〇一年の初めに、従来の国

際会計基準委員会（IASB）が改組され、現在の国際会計基準審議会（IASB）となりました。これも御承知のように、ヨーロッパの統一市場においては、二〇〇五年から、域内の企業については、国際会計基準審議会をつくる国際基準、俗にIFRSと呼んでいますけれども、その国際基準に従った連結財務諸表の開示が求められるという方向になっていますが、そのための統一的な基準をつくるのが、本来の国際会計基準審議会（IASB）の役割であります。

ところが、ヨーロッパにおいて、これまでイギリスはイギリス、ドイツはドイツとばらばらであった会計基準を統合して、世界的な統一基準をつくるということだけが目的であれば、これは何もう国際会計基準というものをつくらなくても、アメリカの基準をみんなが使えば済むことなのです。ところが、アメリカの基準は、ヨーロッパと

しては使いたくない。自分たちの基準をつくらうということ、まずヨーロッパの基準を作成するための理事会を立ち上げました。ところが、この場合の役割としては、単にヨーロッパの統一基準をつくるだけでは困るのです。というのは、ヨーロッパの基準に従ってつくった会計情報が他の市場、特にアメリカの市場でも受け入れてもらえないければならないという問題があります。

(2) 国際会計基準審議会による国際統合

御承知のように、アメリカという国は、他国と基準の相互承認をしない国であります。例えば日本の基準に従った会計情報をつくってアメリカの市場に持っていく場合において、これを認める場合でも、アメリカは、その情報を最終的にアメリカの基準に合わせてつくり直させる。最終的に利益のところまで調整させるといふ「調整」(リコ

ンシリエーション)を要求しております。これは非常に大変なのです。ヨーロッパの企業が欧州基準に従って自分たちの財務諸表をつくって、アメリカの市場に持っていつても、今度は全部アメリカの基準に合わせてつくり直せ、調整しろといわれるのでは、これは非常に困る。そのようなことがないようにしたい。そのためには、アメリカに、この欧州基準を受け入れてもらって、かつ調整の必要な項目を最小限にしたい。アメリカとの間で、できるだけ事前の調整を進めたい。これが、国際基準の第二の課題になってまいります。そのためには、単なる欧州基準では弱いのです。世界の基準にしなければいけないということで、当のアメリカを巻き込み、かつ日本も巻き込み、世界中の国を糾合して国際基準をつくらうとされている、それが国際会計基準審議会の現在の動きであります。

その意味で、基本は、まずヨーロッパの統一基準であり、かつ、アメリカに認めてもらえる基準であるというのがねらいですけれども、そのための手法として、国際基準という方向をとっているというのが、国際会計基準の現状であるとお考えいただけます。

## 一、会計基準統合の現状

### (1) 各国基準の現状と統合のキーワード

次に、現在、各国の会計基準がどういう状況になっているのかについて概観をしたいと思えます。これもよくいわれていることですが、日本の基準とアメリカの基準、それに現在の国際基準の三つについて比較しますと、実はほとんど違いはありません。大局的に見れば余り違わないといつていいと思います。もちろん細かいところを指摘

すれば、幾らでも違いは出てきます。日本とアメリカも、違うところはたくさんありますし、アメリカと国際基準も違うところはたくさんあります。そして、日本と国際基準も違うところはたくさんあります。それぞれが同じ程度に異なっているのが現状でありますけれども、大局的に見ればこれらはほとんど違わない、というのが私の印象であります。

そうであるがゆえに、そう大きく違わないならば、これをもう少し調整して、さらに統合を進めようという話に当然なってくるわけでして、それが一番典型的にあらわれたのが、二〇〇二年の秋に、国際会計基準審議会（IASB）とアメリカの財務会計基準審議会（FASB）との間で交わされた「ノーウォーク合意」という約束であります。この合意は、第一に、アメリカの基準と国際基準との現在あるマイナーな違いはなるべく早く

調整しようということ。第二に、短期的に調整できないもつと大きな違いは、今後お互いに協力して、なるべく統合していこうということ。です。

そのような合意をしたわけですが、この合意によって、アメリカとヨーロッパの会計基準が統合されているわけではありません。依然として違うところはまだたくさんあります。

これは、率直に申し上げますけれども、アメリカは、ノーウオーク合意において国際基準との調整、統合に基本的に合意しておりますが、自分たちの基準を投げ捨ててまで国際基準を採用するという考え方は全く持っておりません。基本的に、アメリカは自国の基準は捨てません。統合するといっても、それはマイナーな、どうでもいいようなところは譲りますけれども、基本については、アメリカは譲らない。国際基準がアメリカに統合するならば、それは大いに結構であるけれども、

自分から欧州基準に合わせるということはないというのが基本的なスタンスです。

しかし、ともかくも、国際基準審議会側としては、アメリカとの協同歩調をとることで、世界的な標準化をさらに進めようとしているわけであります。

日本は、IASBの一員でありますので、IASBと一緒にあって、国際基準とアメリカ基準との統合に協力するということになっていきますが、理屈をいえば、アメリカも国際基準審議会のメンバーですから、アメリカだけが例外というのは、少しおかしい話なのですけれども、実質上アメリカが圧倒的な影響力を持っておりますので、まずアメリカ以外の国が集まって、それにアメリカを加えた国際基準審議会が、アメリカとの基準の統合に努力をするというのが従来の体制でありました。

これは、後ほど申し上げる機会があるかもしれませんが、後ほど申し上げる機会があるかもしれませんが、この間、やや雲行きが変わりまして、欧州基準は、アメリカとだけではなくて、日本とも統合のプロジェクトを考えなければいけないということ我突然言い出しまして、現在、私どもはその対応に追われている最中でありますが、これは後ほど時間があればお話をいたします。

アメリカと国際基準との間の統合の方向についてお話をしましたが、それが、統合という言葉を使っている、そんなに簡単な状況でないということは今申し上げたとおりであります。実は、欧州の中でも、問題はそれほど簡単ではありません。欧州は、市場を単一にしますので、そのインフラが一つになるのは我々から見れば当たり前のことであって、何の問題もないと私は考えてお

りました。アメリカと欧州は市場が違いますので、インフラが違うのはむしろ当たり前でありませぬけれども、市場を一つにするヨーロッパで、そのインフラが一つでなかったら、これは大変なことになると私は思っております。

ところが、御承知のように、デリバティブ、金融商品の会計基準の中で、特にヘッジの取り扱いの問題がでてきました。そこで少しクレームがつきまして、国際基準（IAS）がそのままヨーロッパによって受け入れられる保証がなくなってきました。まだ決着はついておりませんが、もしかしら一部を除外して適用するかもしれないという動きになっています。国際会計基準審議会のつくる純粋IASと、ヨーロッパが実際に使うヨーロッパ版IASとが、概念上は違ってくる可能性もあるというのが現状であります。

その意味で、国際基準は、一方では欧州の市場

でどうやってうまく機能するかという欧州基準としての側面と、アメリカを含めた世界の統合を考えた国際基準としての側面と両面を持っており、その両面が、局面、局面に応じて使い分けられているという状況になっています。

いずれにしても、現在の各国基準を統合する際のキーワードは比較的明確であり、一つは「比較可能性」ということです。これは、基準がそろっていないと、企業間の比較はできない。例えばA、B二つの企業があって、企業の実態は同じなのに、それぞれに違った会計基準が適用されて、企業の状況が違った情報に変換されていることになる、投資家は、A、Bの二つの企業をフェアに比較できないではないか。そうであるとすれば、実態が同じ企業は、同じ基準を適用して同じ情報に変換するのが正しい方法である。その意味で会計基準の統一を図ろうという考え方であ

ります。これは、国内企業間の比較可能性はもちろん、同一企業のタイムシリーズの比較可能性も、さらには国際間の比較可能性ということも謳っているわけです。その観点から、会計基準を一つに統合していこうという議論が中心的な理念であります。

その比較可能性を担保する上で、どういう考え方で会計基準をつくるかということですが、これも御承知と思いますが、従来の会計基準は、どちらかというところと利益の情報をどうつくるかに重点があり、その結果として、バランスシートは副産物としてでき上がってくるという考え方に基づいて長い間やってきました。ところがこの方法をとる場合に一つ困りますのは、利益というのは非常に抽象的な概念ですので、それに解釈を与えて測定値を出すときに、いろいろなばらつきが出てきます。そうすると、結果的にバランスシートも大変

ばらついてくることになります。それでは困るといのが国際基準審議会の考え方であります。

そのためにどうするかというと、利益ではなく、先に資産や負債という資源・財のストックから出発しよう。資産とは何か、負債とは何かということをまず決めよう。資産とか負債は、利益と違って観察可能なものが多いので、その認識に当たっては利益ほどの難しさはないだろう。さらに、みんなが共通に認識した資産や負債に測定値を与えるときにも、国際基準の考え方は、原則として現在の時価（フェアバリュー）にすれば、これはだれにも把握できる数字だろう。だから、できる限り資産や負債を包括的に把握して、できる限り時価（フェアバリュー）で評価するのが透明な企業の開示であるという考え方を国際基準審議会は非常に強く持っております。

これを我々は、「資産・負債アプローチ」、

「資産・負債観」という表現をしていますけれども、そういう資産・負債アプローチが、従来の収益・費用を中心としたアプローチに対して非常に強く主張されるようになってるのが現状です。資産や負債という概念から出発するということが、それをできる限り時価（フェアバリュー）で測るという公正価値会計の考え方が、現在の国際的な基準統合のキーワードになっています。これは国際基準だけではなくて、アメリカのFASBの基準にも、そういうところがかなり強く出ています。

## (2) 国際統合プロジェクトのトピックス

そういう国際基準の考え方に基づいた基準統合のプロジェクトとして、これまでどんなことをやってきて、現在どんなことをやっているのかということを簡単に御紹介します。国際基準審議会がスタートしてから現在まで進めている統合プロ

ジエクトの中心的なテーマは、大きく分けて四つ位あります。

① 保険契約の会計基準

第一番目のプロジェクトは、保険契約の会計です。保険の問題を金融商品一般から切り離して、これについて統一的な会計基準をつくらうという動きです。これは、フェーズⅠとフェーズⅡに分かれていまして、フェーズⅠは二〇〇五年からの国際基準の強制適用に合わせた第一段階の処理です。フェーズⅡはそこから後ということであります。フェーズⅠは、実は何もしていないに等しいのです。つまり各国のこれまでやってきた基準を全部そっくり認めたというのがフェーズⅠです。で、当面は今までのままでいこうということですが、フェーズⅡについては、今申し上げました資産・負債という観点から、できる限り保険会社の資産や負債を公正価値評価しようというプロジェクト

クトであります。御承知のように、保険会社、特に生命保険会社は多額の責任準備金を持っていますけれども、この責任準備金という保険負債を、原則として公正価値評価をしようというプロジェクトが現在進められているわけです。これは、日米欧の各国保険会社の猛烈な反発に遭って、なかなか先へ進まない状況でありますけれども、これが一つのプロジェクトの柱になっています。

② 企業結合の会計基準

二番目の大きなプロジェクトは、企業結合（ビジネスコンビネーションズ）のプロジェクトです。これもフェーズⅠとフェーズⅡに分かれており、フェーズⅠは二〇〇五年からの適用をにらんだ局面であります。これは御承知のように、持ち分プーリング法という方法を禁止するとともに、パーチェス法を適用したときに出てくる「のれん」については償却を禁止して、減損処理だけを

するといふアメリカの新しい基準に完全にすり寄ったやり方をしています。つまりアメリカにIASBが合わせたのがフェーズIであります。フェーズIIについては、現在いろいろなテーマが出されていて、大変混乱しているのですけれども、そのうちの一番代表的なものは、「のれん」の認識の問題です。例えば子会社の八割の持ち分を取得し連結するとします。そうすると、連結のバランスシートに記載される「のれん」は、子会社の持つ「のれん」の八割分が出てきます。つまり、子会社の八割の持ち分を持っている親会社の投資勘定と、子会社の資本勘定の八割を相殺消去し、その差額が「のれん」になりますから、八割分が「のれん」として出てきます。少数株主に帰属する二割分の「のれん」はオフバランスになります。これが現在の連結会計の世界的な方法です。

IASBは、これが気に入らないのです。資産・負債といつている以上、すべての資産と負債を同じようにオンバランスにすべきである。連結といつても、連結のバランスシートには子会社の資産と負債は一〇〇％計上されるではないか。一〇〇％全部計上されて、そこから少数株主持ち分が差し引かれるという方式になっている。それであれば、「のれん」も同じように処理すべきである。「のれん」もすべて一〇〇％計上するという「全部のれん」の考え方を非常に強く主張しています。

これは、よく考えると非常に危険な議論です。八割分として親会社が持っている持ち分は、市場で購入した分と子会社の資本勘定の持ち分相当額との差分ですから、これはどちらも簡単に決まります。ところが二割分の少数株主の「のれん」については、実際に取引をしてないわけでは

から、適当に見積もらなければいけないのです。これをどうするかという問題がありますけれども、これは、実際の取引価格ではなくて、適当に時価（フェアバリュー）を見積もればよいという考え方で、今このプロジェクトが進められている最中でありませう。

③ ストックオプションの会計基準

三番目の大きな話題は、ストックオプションの会計基準です。これも御承知だと思いますけれども、アメリカでは大混乱しているテーマです。FASBがストックオプションの現行の基準を見直すとして、公正価値による費用認識という原案を出しているわけですが、これに対して議会から待ったがかかっているわけです。他方IASBは、アメリカのFASBのような議会との関係や、あるいは足元にある資本市場との関係はまだ存在していません。やろうと思えば何でも簡単

にできますので、まずIASBが先行して、アメリカでも猛反発が出ているようなストックオプションの会計基準をIFRSの二号として決めていきます。ただこれについては、アメリカがそのような状態ですので、ヨーロッパの委員会においても、なかなか前途多難かなという感じがします。

④ 「業績報告」プロジェクト

四番目は、これが一番大きな議論を呼んだプロジェクトですが、「業績報告」（パフォーマンス・リポーティング）のプロジェクトです。多くの方が解説していますから、既によく御承知だと思いますけれども、当初の提案は、従来のような純利益（アメリカでいいますとアーニングス）を企業のパフォーマンスとして開示してきたのをやめる、すなわち従来の純利益の開示は禁止して、「包括利益」を業績の指標として採用しようというものでありました。「包括利益」というのは、まず

資産・負債をバランスシートで評価し、両者の差額である純資産が一期間に変動した分をいいます。もちろん資本取引は除きますが、純資産が一期間に変動した分が包括利益です。これが正しく定義された業績の指標であるという主張です。

抽象的にいうと分かりにくいと思いますので、一つの具体例で考えてみたいと思います。一番わかりやすい例は、現物有価証券の評価です。現物有価証券の評価については、アメリカの基準も日本の基準も国際基準も、現行基準はほとんど変わりません。トレーディング目的の現物有価証券については、時価評価を行い、時価の変動分は売る売らないにかかわらず、当該期間の業績に含めるという建前になっています。これに対して、トレーディングを目的としない、アメリカでいうと「売買可能証券」、日本でいうと「その他有価証

券」がありますが、その代表的なものは持ち合い株のようなものです。これについては、時価評価はするけれども、時価の変動分は業績に含めないということ、純利益から除いてあります。日本は、純利益から除いた分を資本の一項目に直接算入しています。アメリカは、これをその他の包括利益と称して、純利益以外の包括利益に算入しています。そして、この純利益から除いた分については、実際に「売買可能証券」、「その他有価証券」を売却した時点で、その他の部分から業績の利益の方に振り替えるというサイクリングの処理をしています。これは日本もアメリカも基本的に同じですが、この方法では困るとするのがIASBの考え方です。

なぜ困るかという点、一番の理由は、ある有価証券が、売買目的の有価証券なのか、そうではなくて、売ろうと思えば売れるけれども、事業上の

制約があつて売らない証券なのかという区別は、経営者にしかわからないではないか。したがつて、経営者の思いどおりに自由に操作できるはずである。現に、多くの会社は操作している。こつちう操作を防止するためには、この区別をなくしてしまうのが一番いい方法であるといふ発想です。

その観点からすると、純利益に入っている卜レーディング証券の評価差額と、純利益から除かれている「その他有価証券」の評価差額を区別しておく必要はなく、これらを一緒にしたらいいではないか。この考えは、純利益をなくして包括利益を採用するといふことです。そつちう主張になつてまいります。

これはなかなかやつかいな主張でして、よく考えますと、なぜ現在の会計基準が売買可能証券を売買目的証券から分けて別途の処理をしているの

かという理由を考えなければならぬわけであります。これは、どこの国も同じ考え方に基ついているわけですが、例えば、次のような事例を考えてみます。幾つかの企業が技術提携あるいは業務提携をする場合を想定して、その提携を株式の持ち合いで裏づけるということがあつたといつたします。そつちますと、それらの企業は、業務提携ないし技術提携から事業上の利益を得ていることとなります。その事業上の利益は、既に損益計算書の中に事業の利益として入つています。その利益を得る対価は、その業務提携を裏づける有価証券が値上がりしていても売れないといふことです。値上がり益を取れない。値上がり益を自分が取ることを犠牲にして業務上の利益を取つていふといふことです。

この場合、業務上の利益を計上し、かつ売れないはずの有価証券を売つたならば獲得できたであ

ろう利益を計上するということは、利益の二重計上になります。このため、これは利益から除いてあるわけです。多分そういう考え方に基づいて、世界の基準ができていますけれども、現在までのIASBの提案は、その点はどうでもいい。とにかく経営者が操作をするから区別をなくしてしまおうということであって、ある意味では非常に乱暴な議論です。

この話が当初出てきましたときに、何となくほかの国、特にアメリカは漠然と受けとめていた節があります。特に強い反対もしないで黙って見ていた。実は日本が先に出て反対してしまつたのです。どう考えても、IASBの提案は実行できないので、日本からIASBに対して、自分たちは賛成しないという意見を出しました。その結果として、日本は反対ばかりしているという批判がなされ、さらに国内からも大分悪口をいわれたりし

て、結構大変でした。

二〇〇一年の秋には、日本がそこまで主張するのであれば、IASBのリエゾン国会議に出てきて日本の意見を表明してほしいという依頼がありまして、私どもはロンドンに行つて、日本の意見について一時間ほどのプレゼンテーションをやつてまいりました。私自身も自分のペーパーを英訳したものをアジェンダペーパーとして出しました。そのときの印象としては、日本のこの話はわかるところはあるけれども、とりあえず聞き置くという印象でした。この業績報告のプロジェクトをリードしていたイギリスの大学の先生は、私のペーパーについては結論を除いてすべて賛成するという話をしておりました。

結果的には日本の主張は全く無視されたわけですが、その後、実は、アメリカが、やはりおかしいといい出しました。そしてIASBの提

案に反対する立場に回りました。日本が反対しても知らん顔をしていたのに、アメリカが反対すると、議論の進行が止まってしまっただけです。その結果、IASBの当初の提案は潰れ、この議論は出直し（フレキシビリティ）ということになりました。現在、新規巻き直しで、この議論を進めようとしています。

もともとこの議論はIASBとイギリスのスタンダードセッターである会計基準審議会（ASB）とのジョイントプロジェクトでありました。今のような包括利益だけに絞って業績を開示しようという考え方は、イギリスに非常に強い考え方なわけですけれども、とうとう今回のフレキシビリティでは、イギリスをパートナーから外して、アメリカをパートナーとして、この業績報告のプロジェクトを進めるということになりました。その際に、IASBの方でスタッフレベルの人員を

四人集めてチームを組むということになり、そのうちの一人はアメリカ、一人はIASBのスタッフ、一人がイギリス、そして一人が日本ということになって、日本からも一人スタッフを派遣することに決定しました。この問題をめぐる議論がこれから続きますので、また新しい正念場を迎えることになりそうです。

### 三、統合化をめぐる争点

以上が国際統合をめぐるプロジェクトのトピックスですけれども、この基準の統合化をめぐって、どういう論点が争われているかについて次話を進めてまいりたいと思います。

(1) 投資家の企業評価と会計情報の役割  
まず、レジユメに書きましたのは、「投資家の

企業評価と会計情報の役割」という点であります。これは見過ごされがちですが、他にも、意外に重要な点があります。時々新聞などを見ておられますと、企業価値を適切に反映するのが透明な開示であり、正しいバランスシートであるという記事が載っているのをよく見かけます。しかし、よく考えてみますと、これは非常にミスリーディングな議論で、実は、企業価値を評価するのは投資家の仕事なのです。投資家が自らの責任で企業の将来の成果を予測して、それに基づいて自ら企業価値を評価する。これは投資家の役割であります。それに対して、情報開示制度の役割は、投資家の企業評価、つまり将来に関する予想形成に役に立つような情報を提供することです。したがって、情報を開示する側が企業価値を評価して、それをバランスシートに載せるというわけではありません。もし、企業価値を正しく表明した

バランスシートを提出したければ、決算日の株価で純資産の部分を評価して、それに基づいて資産と負債を評価して開示すればいいわけです。これが企業価値を一番正しく反映したバランスシートです。

しかし、こんなバランスシートは投資家にとって何の役にも立ちません。投資家は、自分たちで株価形成をするための情報として、企業の現状やパフォーマンスを知りたがっているわけです。企業の価値が幾らかを評価するために情報を欲している人に対して、あなたの評価した企業価値が幾らですという結果を教えたとしても、何の役にも立たない。その意味で、基本的に、情報開示の役割というのは、投資家の予想形成に役に立つような現在までの事実を開示するということになるはずですよ。

(2) バランスシート情報と企業価値評価

バランスシートが企業会計にとつては非常に重要であつて、利益よりもバランスシートが今や大事なのだとしばしばいわれます。しかし、よく考えてみますと、バランスシートの数字は、どれ一つとっても企業価値との間に安定的な関係はありません。もし、バランスシートが企業価値の評価に役立つのであれば、例えば、バランスシートの純資産と株価総額との間にある程度安定した関係がなければならぬということになります。つまり、バランスシートの純資産を分母にして、株価総額を分子にしたPBR（株価純資産倍率）のよきな数字が、短期的には一定にならなければなりません。そうでないとバランスシートの純資産は株価総額の評価にとつて役に立っていないことになりません。

しかし、このような数字が安定するということ

は、事実上あり得ないのです。なぜならば、分母の純資産は、バランスシートの資産、負債を評価して、結果として出てきます。どのように評価しても構いません。もしやりたければ、全部時価で評価しても構いません。そのようにして純資産簿価が出てきます。それに対して、分子になる株価総額は、このオンバランスになっている価値と、バランスシートに記載されていないオフバランスののれん価値との合計であります。つまり分母はオンバランスの価値、分子がオンバランスの価値・プラス・オフバランスの価値になります。この比率が一定になるということは、オンバランスの価値とオフバランスの価値が必ず同じ方向に動くということを意味します。

これはあり得ない想定です。つまり、企業を持っている資産の時価が上昇しても、有能な経営者がいる場合と有能でない経営者がいる場合とで

は、企業価値が全く違ってきます。したがって、現在保有している資産の時価が上がるということは、必ずしも企業価値が上がるということを意味しません。場合によっては反対になってまいります。その意味で、このバランスシートの純資産と株価総額とが比率において安定するというのは、滑稽な想定でしかありません。したがって、バランスシートは、単独では企業評価には役に立ちません。補完的な役割しか持たないのです。

### (3) 純利益情報とバランスシートの評価

では投資家はどのようにして企業を評価するかというと、これは、私などよりも皆様方がはるかに御専門でありますけれども、基本的には将来の成果を予測するわけでありませう。そして、将来の成果の予測に当たっては、現在までの成果の情報が使われています。つまり、投資家が企業を評価

するときには、恐らく、企業の保有する資産を事業用の投資の部分と金融投資の部分に分けて、事業用投資の部分については、過去の成果をベースにして将来の成果を予測して、自らその価値を評価しているはずですよ。そして、金融投資に該当する部分については、市場の評価した現在の時価を使い、両者の合計で、企業価値を評価しているとみられます。その意味で、投資家にとって必要なのは、とりわけ事業投資の部分に関するこれまでの成果です。要するに利益の数字を使って、将来の成果を予測する作業を繰り返しているはずですよ。

したがって、投資家の役に立っているのは、第一義的にはバランスシートではなくて、利益ですよ。しかもそれは、先ほどのような包括利益ではありません。包括利益というのは、バランスシートの純資産だけに依存して定義された概念であり

ますから、純資産に企業価値の説明力がなければ、その差分である包括利益にも説明力はありません。純資産の簿価も、あるいは包括利益も、直接には投資家にとって役に立たない数字でありまして、役に立つのは、アーニングス（純利益）のような一定程度、将来にわたってサステイナブルな性格を持った数字であります。もちろん、純利益の中にも、サステイナブルでないものはいっぱい入っていますから、投資家がそれらを除かなければいけないのですけれども、そういう利益の数字が、基本的には投資家にとって役に立つ数字だと、一般には考えられているわけでありまして。

したがって、基本的には、企業会計は純利益の情報をコアにして、投資家に開示することを考えざるを得ないわけです。投資家は、投資をするときには、当たり前ですけれども、現在のキャッシュを犠牲にする。つまり現在のキャッシュをり

スクに晒すわけです。そのかわり、対価として将来のキャッシュフローを期待するわけです。つまり、将来のキャッシュを期待して、現在の自分の手元にあるキャッシュをリスクに晒すということでありまして。

例えば、向こう一〇年間にわたって毎年百万円の正味キャッシュフローを見込んで、例えば、手元に現在ある、六百万円なら六百万円というキャッシュをリスクに晒すわけです。その後、一期間がたったときには、事前に自分が期待した百万円のキャッシュフローに対して、実際には幾ら獲得したのかという実績を把握しなければいけません。それに基づいて、二年目以降のキャッシュフローに関する自分の期待を訂正しなければいけないわけです。訂正したうえで、その投資がペイするかどうかをその段階で判断し、投資を続けるか清算するかという意思決定をする。投資という

のは、その無限の反復になってくるはずでありま  
す。

したがって、当初に期待した成果と、実際にそ  
れと比較できる実績、それをきちんとつかまえる  
というのが、投資の意思決定にとってエッセ  
ンシャルな意味を持つはずであります。そして、事  
前に期待した成果がキャッシュフローであるなら  
ば、事後につかまえられる実績も、それと比較で  
きるキャッシュフローでなければ意味がありません  
。したがって、会計情報における会計上の利益  
は、キャッシュフローに基づいて利益をつかまえ  
ているわけでありませす。御承知のように、従来  
は、「実現」あるいは「実現可能」という概念で  
利益を定義してまいりました。それは単に、実現  
したものが測定しやすいといった話ではないので  
あって、事前に期待したものがキャッシュフロー  
ですから、それと比較できる実績もキャッシュフ

ロー・ベースでないといふ理由に基づくも  
のであります。

結局、純利益は、その意味で、当初に期待した  
成果がどこまで実現しているのかという期待の実  
現度を測る情報であり、その観点から、純利益の  
情報をつくり上げて、投資家に対して開示してい  
くというのが、企業会計にとって最も大事な役目  
ということになってくるはずであります。

そういう観点から、私どもは単純に包括利益を  
業績の指標とすべきだとか、あるいは利益を無視  
して、バランスシートだけをうまくつくっていけ  
ば、会計制度の役割を果たすのだという議論に対  
しては、基本的に賛成できないという態度をとっ  
てまいりました。

そのような議論がどこまで反映したかわかりま  
せんけれども、さすがに最近では、IASBも「業  
績報告のプロジェクト」という表現はやめまし

た。業績報告といいますが、何が業績かという議論になって、包括利益は業績ではないだろうということになりますので、彼らも、最終的には包括利益は業績ではないということを一応認めて、「業績報告のプロジェクト」という表現のかわりに、最近では「包括利益の開示のプロジェクト」と呼んでいます。そのようにプロジェクト名を変えて、現在作業を進めているところです。

#### 四、基準統合化への対応

次に、基準の統合化に関する最近の議論に対して、我々がどのように対応していくのかという話に移らせていただきたいと思います。

(1) EU域外企業規制と二〇〇五年・〇七年問題  
EUでは、EU域外の企業についても、今の見

込みでは二〇〇七年から、国際会計基準もしくはそれと同等の基準に従った連結財務諸表を開示することを求めています。EUの市場で資金調達しただけならば、EU域外の企業であっても、原則として国際会計基準もしくはそれと同等の基準に従った連結財務諸表を開示することを義務付ける。それは二〇〇七年から実施するという動きになっています。これは最近、「二〇〇七年問題」などといわれている議論であります。

「目論見書指令」と「透明性指令」という二本立てのEUの指令があります。「目論見書指令」は発行市場について、「透明性指令」は流通市場についての指令ですけれども、いずれについても、債券を除き持分証券の部分を含んだものについて、国際基準もしくはそれと同等の基準に従った情報を開示するように求めるといった流れになっています。

問題は、そうしますと、国際基準を使えばそれで簡単なのですけれども、国際基準以外の基準を使いたいという場合には、ヨーロッパが国際基準と同等の基準であるということを確認しなければいけないということになります。この国際基準と同等の基準と認められ得る候補は、アメリカの基準と日本の基準とカナダの基準の三つです。それ以外の国については、IASを原則として使うことを考えていますので、そんなに大きな問題にならないということでありませう。

実際問題として、例えば中国がどこまでIASを使うかわかりません。表向きはIASを使うと書いていますけれども、実際にはそう簡単な話ではないかもしれません。それはまた別の問題として、建前上、IASをそのままは使わない、国内化しないといった国、つまりみずから基準を設定、開発する国としては、現在、世界では、

ヨーロッパを除くと、アメリカと日本とカナダの三つだけです。

このうちカナダは、アメリカとそう変わらないだろうと想定されます。したがって、問題は、アメリカと日本です。アメリカは、これは基本的にIASと同等と認めざるを得ないでしょう。IASをアメリカに認めてもらおうとしているのですから、それは立場上もアメリカの基準は国際基準と同等と認めざるを得ないということになります。この結果、日本の基準が一番重要な検討事項になってまいります。

日本の基準をIASと同等と認めるかどうかについては、欧州証券規制当局委員会（CESR）というヨーロッパの証券監督者の集まりにおいて、来年六月ごろまでに技術評価を完了するという動きになっています。それに向けて、現在、日本からは金融庁を中心として、日本の基準が国際

基準と同等であるということを説明する努力を重ねている最中です。結果については、全くわかりません。これから、ヨーロッパの方が判断するわけであって、こちらが事前に予断を持って臨むことはできないと思います。

この結果については、後ほど申し上げる論点に絡むかもしれませんが、もしこれを同等と認めることになりますと、ヨーロッパの市場という限られた空間ではありますが、日本基準とヨーロッパ基準とは、そこで相互承認されることになり、ヨーロッパの市場に上場しようとしている企業は、日本基準でも国際基準でも好きな方を選べるということになります。その場合には、市場の選抜が働いてきます。もし仮に、ヨーロッパの市場で日本基準を使った企業に対して非常にネガティブな評価が下されるということになれば、ヨーロッパで資金調達をしようとする企業は、日本基

準を使わないことになるでしょう。結果として国際基準に収斂していく可能性はありません。逆に、もしヨーロッパで日本基準を使っても、それほどネガティブな評価はなく、国際基準と大差ないというのであれば、やはり市場の選抜の結果として、日本基準がそれなりの市民権を持つてくることになるでしょう。それは市場の選抜の結果であります。

いずれにしても、そこで選択が働くことを考慮に入れれば、日本基準をヨーロッパの基準に対して余り乖離した状態にならないようにするというインセンティブが働いてきます。その意味で、私はヨーロッパで相互承認が成立することは、日本の基準を国際基準に近づけていくインセンティブを多くの企業が共有するための非常にいいきっかけになるだろうと思います。

私は、単純な国際統合論者ではありません。市

場が違つ以上、インフラが違つのは当たり前だと思つています。しかし、そうはいつても日本は世界有数のグローバル市場を有する国であり、そのグローバル市場で使う基準が世界の基準と余りかけ離れているのは困ります。したがつて、基準は合理的な範囲できちんと揃つていなければならない。それを行政が無理に揃えようと思つても、とてもできません。市場に参加する人たちが、その基準を揃えていこうというインセンティブを持たない限り、どうしても揃えることはできないと思ひます。その意味で、もしヨーロッパで日本基準を相互承認するということになつて、そのいづれを選択するかについて、市場の選抜が働いてくれば、私は、統合へのインセンティブが共有されることになつて、結果においてはいい方向に進むのではないかと思つています。それに対して、もし日本基準が国際基準と同等でない、つまり日本基準に

従つた会計情報は、ヨーロッパの域内では受けつけないということになると、これは非常に不幸なシナリオになると私は思つています。もしそうになると、ヨーロッパで資金調達をする企業が国際基準を使えばよいという話になる。日本の大半の企業は、国際市場で資金調達をする必要のない企業です。上場企業でも、九割以上がそうでしょう。そういう企業については、国際基準は関係がなく、日本基準を使うということになりますが、この結果、国際基準と日本基準のユーザーが完全に二極分化する。全くお互いに交流を持たないことになつて、日本基準と国際基準との違いがそのまま固定して、場合によってはどんどん広がつてくる。その結果として、日本の市場はどんどんローカルになつていく。それが一番悪いシナリオだと思つています。その意味で、現在努力が進められているようなヨーロッパでの日本基準の同等性評

価において良い結果が出ることを望ましいであろうと思っております。

(2) 日本国内における国際基準の受入れ

その一方において、日本国内はどのようなのでしょうか。日本国内では、日本の企業は日本の基準に従っているわけですが、外国の企業が自国の基準に従って日本の市場に上場するということを従来から認めてまいりました。プライマリーでは自国で上場していて、日本はセカンダリーで上場してくるようなケースについてそれを認めてきました。すなわち、自国で上場して自国の基準に従い、自国で監査を受け、自国の行政当局によって信頼性を担保されているものは、セカンダリーな市場である日本で受け入れてもいいだろうという考え方に立って、外国基準に従った会計情報を受け入れてきたということです。もちろん、

日本基準と大きな違いがあるものについては、担当大臣の判断によつて、その調整を求めることはあり得ますけれども、現在までのところ、余りそういうことは大きな問題になつてこなかった。国際基準が新しく入ってくる場合には、新たにこれをどうするかが問題となりますが、その議論は企業会計審議会で行われたばかりです。

現在、論点整理が出ていますけれども、その考え方は、基本的にこれを受け入れよう、国際基準に従ったものを、セカンダリーであれば受け入れようということです。その代わり、プライマリーで上場している国の、行政も含めた信頼性の担保が必要であり、そのような前提が整えば、日本でも受け入れていいのではないかという方向に進むだろうと思えます。

ただ問題なのは、国際基準とは、先ほど申しましたように、国際会計基準審議会がつくる「純粋

「IFRS」のことで、彼らがつくる基準とヨーロッパが実際に受け入れるIFRSとは違う可能性があります。例えば、先ほどの金融商品に関するIASの三十一、三十九号ですと、ヨーロッパがもしこれを仮に部分適用する、一部を除く外するということになり、国際基準とヨーロッパが使う国際基準が概念上は違ふということになってきます。そのときに、どちらを優先するか、どちらを受け入れるかという話になってきますが、企業会計審議会の論点整理ペーパーでは、それは実際に行政も含めた信頼性の裏づけのあるものを使うこととされています。したがって、国際会計基準審議会がつくる会計基準がストレートに受け入れられるのではなくて、ヨーロッパがアクセプトしたものを受け入れるという方向で相互承認が進んでいくだろうと思います。

### (3) 日本の国際対応と制度改革の考え方

市場の選抜、選択ということについては、基本的には、複数のメニューが市場に提示されて、市場参加者がその中から自由に選択する、選択の幅を持つ。その選択の結果、例えば、あるルールを選択した事実が、そのルールに従って作成された情報とともに開示されて、投資家がそれを総合的に判断する。その結果として、もし、あるルール、例えば日本なら日本のルールについて投資家の評価が非常にネガティブであれば、企業経営者は無知ではありませんから、そんな基準はいずれ使わなくなります。その結果として基準の統合化が進んでいくでしょう。そのプロセスを経て、もし、日本基準が完全に壊滅し、国際基準に収斂するといのであれば、これはフェアな市場競争の結果ですから、好むと好まざるにかかわらず、私は認めてもらおうしかならないと思つのです。

ただ、そうではなくて、もし選択の幅を認めながらも、なおかつ日本基準が部分的に生き残るといっているのであれば、これもまたフェアな市場競争の結果ですから、認めざるを得ないだろうと思うのです。

そういう市場の選択というプロセスを迂回して、何か、市場を超越したオーストリティが出てきて、例えば世界統一をしようとか、あるいは逆に、国際基準がどうあれ、日本は日本だということとをいうとすれば、それは非常に不遜な話というほかはありません。どこまで基準を統合するかという統合のレベルと、どのように統合するかという統合の内容は、基本的には市場参加者の選択を待たざるを得ないと私は思っております。

こういいう方をすると、しばしば誤解がありまして、市場の選抜、選択に委ねるといことは成り行きを見ているということであって、いつま

でたつても何もしないということではないかということをおっしゃる方がいます。しかし、よく考えていただきたいのは、会計基準というのは、もともと市場の選択による標準化を通じてでき上がってきたものなのです。それは情報と資金をやりとりするための取り決めであって、投資家と経営者との間の取引の結果です。その取引の無限の反復を通じて行われる暗黙の交渉結果といつてもよいでしょう。この中から、まず私的な契約としてルールが形成され、その私的な契約が、やがて社会的に標準化されて会計ルールになってまいります。

抽象的にいうとわかりにくいかもしれませんが、一つの例として減価償却というものを考えてみます。減価償却というのは、我々は今、当然のように実施していますけれども、二十世紀の初頭頃は当然ではなかったのです。ある企業は規則的

に減価償却をする。ところが、別の企業は、利益を計算し終わった後で、利益の留保として、設備更新のための準備金をそこから控除するという方式をとっている。ある企業は、その両方を混合して使う。さらに、利益から留保するという場合でも、直接利益処分を実施することもあれば、USステイールのように、減債積立金を設定して、その取崩し益と設備の残高とを相殺するという形で償却を進めるといった方法もありました。いろいろな方法が混在しておりました。

その中で、恐らく規則的に償却する方法を選択した企業が、市場で一番有利な評価を受けることになったので、おのずから人々が減価償却をするというように実務が統一されていったわけです。そのプロセスで誰かが減価償却を強制したとか、そういうことはありません。おのずから市場の取引を通じて会計のルールが統合されていったのが

実情であります。

もともと会計基準というのは、このように市場の取引を通じた当事者間の私的な契約が標準化されることによって、GAAP（一般に認められた会計原則）として形成されてくるというのが本来の姿です。その本来の原点に立ち返って考えれば、会計基準の形成だけではなくて、国際統合、つまり市場間の統合についても、基本的には、市場参加者の選択をベースにして考えていかざるを得ない。だからこそ、私も基準設定の主体は、従来の官から民に移ったのだらうと思います。民間で市場参加者が集まり、そこで、市場の動向を絶えずウォッチし、それを先取りしながらルールを形成していくという体制に変わったのだらうと私は理解しております。

その意味で、昨今問題になっている会計基準の国際統合は、主要なグローバル市場のベストプラ

クテイスを統合する方向で進めざるを得ないと思うのです。それが基本原則だと私は思っています。ただ、遺憾ながら、現在の国際会計基準審議会による国際統合は、必ずしもその方向では進んでいないのです。

時々、欧州委員会側の担当者が、国際基準審議会関係の会議で、「IASBは、新しい会計方法を発明しなくていい。現在、市場でアクセプトされているようなルールをどうやって統合するかを考えるべきであって、世界のどこでも使っていないルールをこねくり出す必要はない」という非難をすることがありますけれども、そういうわかれても仕方がないようなことを時々やっているというのが現状であります。それを何とか改善しなければいけないと私は思うのです。

こうした新しいルールを「発明」し、それこそ「こねくり出す」ような議論がどこから出てくる

かといいますと、先ほど申しましたキーワード、つまり「比較可能性」、「資産・負債アプローチ」、「公正価値会計」などの言葉に余りにも依存し過ぎる点にあるのだろうと思うのです。

例えば、資産・負債アプローチによる公正価値会計の一番典型といわれますのが、かつてIAS C時代のジョイント・ワーキンググループ（JWG）が行った「金融商品に関する全面公正価値会計」という提案であります。現在の世界的なルールは、金融商品は保有する目的に応じて、つまり投資の性質に応じて評価を分けていきますけれども、それをやると、経営者の意図によって勝手に分類を動かされてしまうので、金融商品は、例外なくすべて時価で評価して、時価の変動分は例外なくその期の損益に算入するという提案がなされました。これが全面公正価値会計という提案であります。これは、余り評判はよくなかったのです

けれども、幾ら批判されても強引にIASBはそれを世界に向かつて発信し、問いかけたわけです。結果において、それは世界中の反対にあつて、今は頓挫していますけれども、いつでもまた出てくる体勢にあります。

これは結局何がいけないかというと、資産・負債アプローチとか、公正価値会計という、スローガンやイデオロギーに余りにも文字どおり拘束されてしまっていることです。その背景には、「概念フレームワーク」というのがあるわけですけれども、フレームワークの定義に合致するとか合致しないとといった議論に終始する。会計情報は投資家に役に立つ情報を出さなければいけない世界ですから、もう少し情報の有用性というものを虚心に考えるべきだと思つのですけれども、そうではなくて、概念とか文書の定義によつて、非常に機械的・硬直的に反応する傾向がしばしば見られる

わけであります。

今のIASBの一部に見られる動きも、好意的に解釈すると、自分たちが作ったフレームワークに忠実で、そこに書いてある言葉しか信用しないというところがあります。フレームワークに書いてある言葉は、その裏側に膨大な実務や理論の蓄積があるわけですけれども、そういうものは一切無視するという動きが、昨今感じられてならないわけですし、その辺については、きちんと対処せざるを得ないと思つています。

#### (4) 会計基準と市場の選択

私は会計基準というものについて、複数のメニューが市場に提示されたうえ、市場の選択が最終的に物をいうべきだ、現実になんか物がいつてきたのだということを申し上げましたけれども、それ自体が非常に抽象的で、多義的で、分かりに

くいという指摘をしばしば受けます。余り参考にならないかもしれませんが、一つの例として、昨今のガバナンスのシステムをお考えいただきたいと思うのです。

ある時期に、アメリカの委員会等設置会社という仕組みが日本に導入されました。当然ながら、日本の従来の監査役会設置会社とは、ガバナンスのシステムは全く違います。アメリカの制度が導入されようとしたときに、一部のマスコミなどは、もう日本的なガバナンスのシステムは時代に合わせてなくなつた。これは全部禁止して、すべてアメリカの委員会等設置会社という新しいガバナンスのシステムに統一すべきであるという論調が幾つかありました。

これはマスコミだけのことかと思いましたが、私は一年半ほど前に東大を定年になりまして、別の大学に移りましたが、今年の三月に修士論文の

審査をはじめて行いました。ところが、その修士論文の中に、それと同じことを主張する人がいるのです。日本型のガバナンスのシステムは全部禁止して、アメリカ型にしたらいという主張をしている。そういう論文が結構多いのです。

ところが、その当時のむしろ支配的な議論では、日本の監査役会設置会社がよいという企業もあるだろう。したがって、両方のシステムを複数のメニューとして提示したらいいではないか。それぞれの会社が自由に一方を選ぶ。選んだ結果は、そのシステムに従ったガバナンスの成果としていずれ市場にオープンになる。それを市場が判断するので、もし、日本型の監査役会設置会社のガバナンスに対して市場が不信感を持てば、その会社は資本市場から厳しいペナルティーを受けることになる。となれば経営者は、そのようなシステムにいつまでもこだわるはずがないので、一斉

にアメリカ型に変わるだろう。それはそれでもいいではないかという議論だったように思うのです。

結果においてどうなったかというのと、アメリカ型の委員会等設置会社に移行した会社もありますし、逆に我が社は移行しないと明言される社長もいます。さらに、両方をうまく折衷するような新しい方法を工夫している会社もあります。そこでは、基本的に市場の評価と、それを見通した経営者の判断が物をいっているわけでありませう。市場を超越して、パターンナリステックに「これからの日本はこうしなければならぬ」ということをどこかの学者先生が勝手に決めたとなれば、これはうまく機能するわけがありません。

I A S B に行つて私が驚かされるのは、もう少し市場の声を聞いたらどうかという意見に対して、ほとんどオウム返しに返ってくる答えが、

「投資家は無知だ、無能だ。経営者は利害関係者だ。したがつて、彼らのいうことは一切聞く必要がない。私たちが彼らにかわつて正しい方法を決める」という傲然とした発言なのです。

私は、その議論が意味を持つのは、刑事法の世界だろうと思つたのです。例えば犯罪の構成要件とか刑罰を決めるときに、利害関係者である犯罪者と交渉して決めるはずはないですから、それはどこかで決めなければいけないでしょう。ところが、会計基準を含めて、市場取引をアレンジするような民商事法的な規範は、そのルールによつて影響を受ける人がそのルールに従うインセンティブを持たない限り絶対に機能しないのです。その意味で、刑事法的な規範とは本質的に違つたのです。その違いを良く分かつてほしいと思つたのですけれども、どうも私の英語が下手なせいで通じないのです。

これは、私の見るところ、どうも法律家に多い考え方なのかなとは思っていますが、同じ法律家でも、私どもの法学部には田中英夫先生という英米法の先生と竹内昭夫先生という商法の先生がおられました。両先生の共著に『法の実現における私人の役割』という名著があります。その中で、基本的に、日本の法制は私人の役割、インセンティブというものを徹底して無視してきた。それが日本法の最大の欠陥であって、それを考え直さなければいけないということを強くおっしゃっているのです。

私は、それを初め読んだときに、我が意を得たりと思いました。そういう考え方が、どうも日本の関係者、例えばマスコミ、あるいは一部の会計士の方に浸透しないということが、私には大変残念でなりませんし、IASBに必ずしも浸透しないということも残念でならないわけでありませ

が、その点は時間をかけて、粘り強く主張していくしかないと考えております。

あらかじめ四時半前に五分からそこら時間を残すようにということでしたので、一旦ここで切って、御質問があれば承らせていただきましたと存じます。

関理事長 先生どうもありがとうございました。

今、大変興味深いお話があったと思いますが、いろいろ御質問、御意見等おありになると思いますが、時間が少しあるようですので、御質問等を受けたいと思います。どなたか、いらっしゃいますでしょうか。

質問者 教えていただきたいのですが、先ほど少しお話しになりましたアジアにおける統一について、例えば中国などについてはどう考えておられるのでしょうか。また、アジアで統一するとい

う動きもあるのかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。というのは、中国については、現在いろいろ取引をしていますので、中国をどのように見ていったらいいか、その点について御示唆いただければ幸いです。

齋藤 私も、必ずしも情報を持っているわけではないのですが、アジアのうち、中国は、表向きは国際基準を利用したい、国内化したいといっています。また、韓国は、現時点では国際基準を使っていることになっております。その意味で、中国、韓国は、国際基準に自国の制度を合わせる姿勢を示しています。ただ、韓国が国際基準を使うというのは、必ずしもみずから好んで選択したことではないのかもしれませんが。世界銀行の資金が入っていますので、国際基準を使わざるを得ないという面もあるのかもしれませんが。

中国については、実態をつかむのはなかなか難

しいと思います。表向きは国際基準を使うといいながら、その一方でIASBとの会議などでも、中国は発展途上国なのだから、それに合う国際基準を別途考えるべきであり、IASBは、そのコンサルテーションに応ずるべきだという主張をしています。現にIASBでも、中国のために、完全に公式的とはいえないような組織をつくって対応しようとしています。実際、どのレベルまでやるのか分からないのですけれども、人によって、かなり受けとめ方が違っていきますので、どの辺が正しいのかということは、何ともいえません。もう少し様子を見ないと実態を評価するのは難しいと思います。

関理事長 よろしいでしょうか。ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは先生、一つ私から質問させていただきます。

先生のお話の冒頭にもありましたし、最後の方にもありましたけれども、要するに、比較可能性ということが会計基準の非常に重要な目標の一つにある。会計基準もいろいろな役割があると思いますけれども、証券市場という立場から見ますと、会計基準に基づいて、企業の情報がディスクロージャーという形で開示されている。その意味では、やはり比較可能性というものがきちんと担保されていることが重要だろうということは言えると思うのです。先生のいわれました会計基準が複数あって、それが市場間競争の原理に基づいて、その中からいいものを選ばれていくというプロセスを考えた場合、そういう選択が行われている期間中に、複数の基準によって、先生が冒頭におっしゃられましたように、等しい実体のある企業が別な形で表示されてくるということになる場合には、基準が違つことによつて実体の表示がこ

れだけ変わつてきているということについて、行政なりあるいはアナリストなりがきちんと説明をすることが必要という前提でお考えになるわけでしょうか。そのあたりについて、お教え願えればと思います。

齋藤 全くおっしゃるとおりでして、そのためには、基準の選択それ自体について開示を求めるといった工夫が必要になる。今おっしゃられたように、その局面でアナリストの役割は、本来非常に大きいはずだと思うのです。複数のメニューというのは、そういう情報のチャネルがあつて初めていえることです。

確かに、複数のメニューが提示されて、それが使い分けられているときには、データを直接には比較できません。その比較のための情報がいろいろなソースから出てこなければいけないことは、私は自明だと思つております。

むしろ、私が比較可能性の議論をすることにはや  
や危惧を感じますのは、比較可能性が、基準の画  
一化の口実にしばしば使われる点です。私は、基  
準というのは、不十分な標準化もだめだし、過度  
の標準化もだめだと思つたのです。不十分な標準化  
が投資家を損なうことは、申し上げるまでもなく  
自明なのですけれども、それと同じように過度な  
標準化も投資家の利益を損ないます。なぜかとい  
うと、会計基準というのは、ミニマムを決めたう  
えで、それ以上はインセンティブを与えて有用な  
情報を提供させるとというのが本来の姿ですが、画  
一化というのは、ミニマムを決めると同時にマキ  
シマムも決めてしまうことになるからです。だか  
ら、経営者側が企業の実態を伝えようとする方法  
も潰してしまうということになって、非常に悪い  
結果になる。

その一番代表的な例が、R & Dだと思えます。

R & Dについて、アメリカの基準も日本の基準  
も、支出したときに全額を費用に計上するという  
ことを強制しています。これは世界的に見ても、  
特にエコノミストからは大きな批判を受けている  
基準でありまして、投資家は、企業が幾らR & D  
に支出したかということは、みんな知っている。  
投資家自身は、そのうちの幾らが資産形成になっ  
ていて、幾らが無駄になったのかという自分の評  
価をしたい。それに必要な情報が欲しいのです。

その観点から見たときに、全部一律に即時費用  
化するという会計基準が投資家の評価を妨げてい  
ることは、ほとんど常識的に語られています。こ  
のような過度の標準化が、比較可能性という大義  
名分のもとにどんどん進められていることに、私  
は非常に危惧を持っております。むしろ下限だけ  
を決めて、それを超えて開示される情報の比較可  
能性は、例えばアナリストなどの役割に期待した

## 企業会計制度改革の課題

方が、私は健全な情報開示になると思っております。

関理事長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の講演会はこれで終了させていただきます。

斎藤先生、今日は大変ありがとうございました。  
(拍手)

(さいとう しずき・明治学院大学教授  
企業会計基準委員会委員長)  
(本稿は、平成一六年九月一五日に行われた講演会の  
記録で、文責は当研究所にある。)

### 齋藤静樹氏

#### 略 歴

1942年（昭和17年）生まれ  
東京大学大学院経済学研究科博士課程修了・経済学博士  
東京大学助教授、教授（経済学部・大学院経済学研究科）を経て  
現在：明治学院大学経済学部教授、東京大学名誉教授

企業会計基準委員会委員長のほか、企業会計審議会委員、  
金融審議会委員、法制審議会臨時委員などを兼務

#### 主要著書

『会計測定の理論』（森山書店、1975年）  
『資産再評価の研究』（東京大学出版会、1984年）  
『企業会計：利益の測定と開示』（東京大学出版会、1988年）  
『企業会計とディスクロージャー』（東京大学出版会、1999年／2003年）

#### 主要編著書

『現代会計ケース・スタディ』（奥山章雄氏と共編；中央経済社、1992年）  
『企業会計における資産評価基準』（第一法規、1996年）  
『財務会計：財務諸表分析の基礎』（有斐閣、1993年／1999年／2000年）  
『会計基準の基礎概念』（中央経済社、2002年）

#### 監訳書

K. G. パレブ他『企業分析入門』（東京大学出版会、1999年／2001年）

(レジュメ)

## 企業会計制度改革の課題

### 会計基準統合の背景

- EUの資本市場統合と国際会計基準
- 国際会計基準審議会による国際統合

### 会計基準統合の現状

- 各国基準の現状と統合のキーワード
- 国際統合プロジェクトのトピックス

### 統合化をめぐる争点

- 投資家の企業評価と会計情報の役割
- バランスシート情報と企業価値評価
- 純利益情報とバランスシートの評価

### 基準統合化への対応

- EU域外企業規制と2005/07年問題
- 日本国内における国際基準の受入れ
- 日本の国際対応と制度改革の考え方